

訪問看護サービス利用契約書

訪問看護ステーション ここん（以下「事業者」という。）と利用者は、事業者が行う指定訪問看護の利用に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供を通じて、在宅における療養生活の維持・向上を図ることを目的として、指定訪問看護を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、利用者または事業者のいずれからも書面による解約の申し出がない場合には、本契約は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（指定訪問看護の提供）

- 1 事業者は、主治医が交付する訪問看護指示書に基づき、本契約に定める利用料金の支払いと引き換えに、利用者に対して指定訪問看護を提供します。
- 2 事業者は、訪問看護計画書を作成し、利用者または家族にその内容を説明したうえで、計画に沿ったサービスを提供します。
- 3 サービスの具体的な内容・頻度・訪問時間等は、訪問看護計画書および重要事項説明書に定めるとおりとします。

第4条（利用料金）

- 1 利用者は、事業者に対し、重要事項説明書に定める料金表に基づく利用料金を支払うものとします。
- 2 利用料金は月末締めとし、翌月に請求します。
- 3 支払方法は銀行口座振替を基本とし、振替が困難な場合は銀行振込または現金でのお支払いとします。
- 4 前各項に定める利用料金は、法令・告示の改定があった場合には、これに伴い自動的に改定されます。

第5条（サービス内容の変更・中断）

- 1 利用者の身体状況または生活環境の変化に応じて、事業者は利用者または家族と協議のうえ、サービス内容を変更することができます。
- 2 事業者は、次のいずれかの事由が生じた場合には、サービスの全部または一部を中断することができます。
 - ① 主治医による訪問看護指示書の交付が行われない場合
 - ② 天災・感染症のまん延等、事業者の責によらない事由によりサービスの履行が困難な場合
 - ③ その他やむを得ない事情が生じた場合
- 3 前項の場合において、事業者はあらかじめ利用者または家族に対し速やかにその旨を連絡します。
- 4 第2項②に定める事由による履行遅延または不能については、事業者は損害賠償責任を負わないものとします。

第6条（緊急時の対応）

- 1 サービス提供中に利用者の病状が急変した場合は、必要な応急処置を行うとともに、速やかに主治医等へ連絡します。
- 2 サービス提供外の時間帯に利用者の病状が急変した場合は、必要に応じて緊急訪問を行います。

3 生命の危機が危惧される場合は、直ちに救急機関へ連絡してください。

第7条（事故発生時の対応）

- 1 サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市区町村に速やかに報告し、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事故の状況および対応内容を記録し、原因を解明したうえで再発防止策を講じます。
- 3 事業者の責に帰すべき事故により利用者に損害が生じた場合は、事業者は速やかに損害賠償を行います。ただし、利用者の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第8条（秘密の保持）

- 1 事業者および職員は、業務上知り得た利用者または家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は本契約終了後および職員の退職後においても同様です。
- 2 事業者は、関係機関との連携等のために利用者の個人情報を提供する場合には、あらかじめ利用者または家族の同意を得るものとします。

第9条（身体拘束等の禁止）

事業者は、利用者または他者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第10条（苦情処理）

- 1 利用者または家族は、サービスに関する苦情を事業所内相談窓口（担当：岩清水 莉子 TEL：0586-52-2488）に申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情の内容を記録し、速やかに調査・改善措置を講じます。
- 3 利用者は、事業所以外に次の機関へも苦情を申し出ることができます。
 - ① 愛知県国民健康保険団体連合会 TEL：052-971-4165
 - ② 一宮市福祉部介護保険課 TEL：0586-85-7017

第11条（記録の整備と開示）

事業者は、提供したサービスの内容等を記録し、利用者または家族から求めがあった場合にはその内容を開示します。

第12条（利用者による契約の解除）

利用者はいつでも本契約を解除することができます。解除を希望する場合は、事業者に対して書面（または口頭）にて申し出てください。

第13条（事業者による契約の解除）

- 1 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、書面により通知したうえで本契約を解除することができます。
 - ① 利用者が正当な理由なく利用料金の支払いを3か月以上怠った場合
 - ② 利用者または家族が事業者や職員に対し、暴力・著しい迷惑行為・器物損壊行為等を行った場合
 - ③ 利用者が入院または施設入所等により、サービスの継続的な利用が見込めなくなった場合
 - ④ 事業者の事業所閉鎖・廃止・休止等により、サービスの継続が不可能となった場合
- 2 前項の場合、事業者は原則として30日前に利用者へ通知します。ただし、第1号から第2号の場合は、利用者の安全確保等のため即時解除が認められる場合があります。

第14条（契約の変更）

本契約の内容を変更する場合には、利用者と事業者が書面により合意のうえ行うものとします。

第15条（協議・準拠法）

- 1 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関連法令・省令・告示に従い、利用者と事業者が誠意をもって協議して解決します。
- 2 本契約に関する紛争については、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

契約締結確認書

本契約書および重要事項説明書の内容について十分な説明を受け、同意のうえ下記のとおり契約を締結します。

契約締結日：令和 年 月 日

【利用者】	住所：〒 氏名： 印 生年月日： 年 月 日 （年齢： 歳）
【代理人・家族等】	住所：〒 氏名： 印 （続柄： ）
【事業者】	法人名：株式会社るのわ 代表取締役：宇野 雅美 印 事業所名：訪問看護ステーション ここん 住所：〒491-0878 愛知県一宮市水附町2 1 番 4 号 2 階 TEL：0586-52-2488 FAX：0586-52-2499 管理者氏名：宇野 雅美 印 説明者氏名： 印

【加算等の同意】

以下の加算についての算定に同意する場合は、各項目にチェックを入れてください。

加算の種類	同意する	同意しない
緊急時訪問看護加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24時間対応体制加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特別管理加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特別管理加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
複数名訪問看護加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ターミナルケア加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退院時共同指導加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

本契約書を2部作成し、利用者と事業者がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有します。